

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年3月31日公布、4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>自動車税種別割</p> <p>グリーン化特例の延長</p> <p>電気自動車等を取得した場合における<u>現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等</u>について、<u>3年間延長する。</u></p> <p>個人県民税</p> <p>課税の特例の延長</p> <p>(1) <u>肉用牛の売却による事業所得に係る特例を3年間延長する。</u></p> <p style="text-align: center;">（令和6年度まで→令和9年度まで）</p> <p>1頭当たりの売却価格が100万円未満の肉用牛1,500頭以内を市場で売却した場合等において、所得税及び個人住民税が免除される特例</p> <p>(2) <u>土地の譲渡等に係る事業所得等に係る特例の適用除外の期間を3年間延長する。</u></p> <p style="text-align: center;">（令和5年3月31日まで→令和8年3月31日まで）</p> <p>土地の投機の抑制を図る目的で創設された土地の譲渡所得に対する上乗せ課税制度について、バブル崩壊後の平成10年度から停止されているもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
施行日	令和5年4月1日
【その他参考事項】	